



2023年3月2日

各位

円ならではの安心感で「ふやす」と「介護・認知症にそなえる」
「円貨プラン」を新設してリニューアル

Fivetenworld ファイブテン・ワールド3

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文、以下「当社」）は、「ファイブテン・ワールド3」*を開発し、2023年4月1日より販売開始いたします。

当商品は、海外の金利と為替を活用した一時払の個人年金保険「ファイブテン・ワールド2」をリニューアルした商品です。今般、「ファイブテン・ワールド3」では、円で着実に資金をふやして、将来の介護や認知症に備えられる「円貨プラン」を新設します。これにより、お客様のニーズに応じて「円貨プラン」と「外貨プラン」の2つのプランからご選択いただけるようになりました。

今後も引き続き、お客様の視点に立ち、お客様にとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

* 正式名称は、「無配当介護認知症保障型個人年金保険(通貨選択・I型)」/「無配当外国為替連動型個人年金保険(通貨選択・II型)」

「ファイブテン・ワールド3（円貨プラン）」の主な特徴

POINT1 基本保険金額以上の年金原資額がご契約時に確定します

- ◇ 据置期間中の死亡保険金額や解約払戻金額を抑制して、年金原資を大きくします。
- ◇ 基本保険金額（一時払保険料）は、100万円からお申込みいただけます。

POINT2 据置期間は5年・10年から選択できます

- ◇ ご契約時に初期費用のご負担がありません。
- ◇ 据置期間満了時に、年金支払開始日を変更し、据置期間を延長することができます。

POINT3 基本保険金額以上の介護認知症保障額でそなえられます

- ◇ 据置期間中、公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定、または「認知症」と診断確定された場合、基本保険金額（一時払保険料）に積立利率を用いて、経過年月日数により計算された介護認知症保障額*1が受け取れます。
- ◇ 介護認知症年金支払移行特約や付帯サービス「介護コンシェル」*2をご活用いただくことで、人生100年時代の長く充実したお客様の老後をサポートします。

*1 介護認知症保障額は、介護認知症年金でのお受取に代えて、一時金でお受取りいただけます。

*2 「介護コンシェル」は株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しています。

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

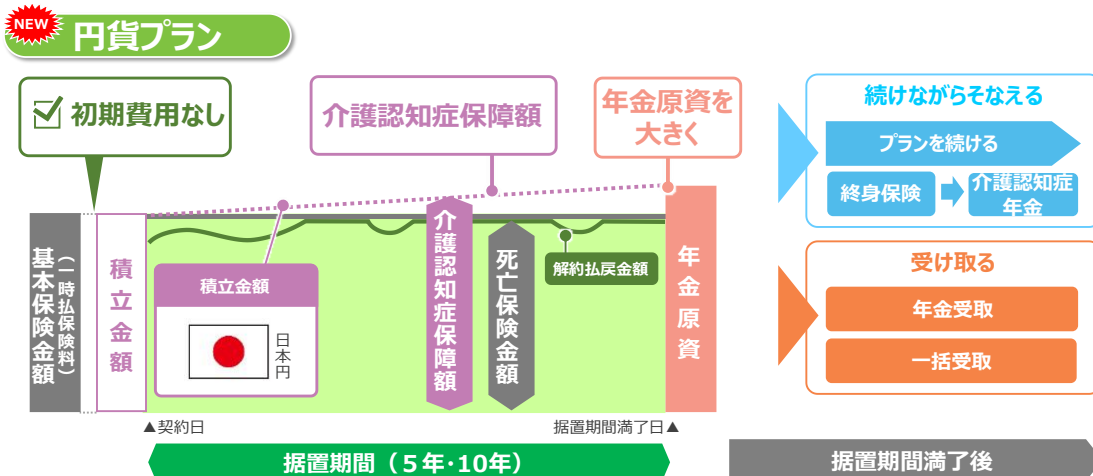
さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

- ◇ 「円貨プラン」は、据置期間中の死亡保険金額や解約払戻金額を抑制して、円金利で着実に年金原資を大きくします。据置期間は5年・10年から選択できます。
- ◇ 据置期間中、公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定、または「認知症」と診断確定された場合、基本保険金額（一時払保険料）に積立利率を用いて、経過年月日数により計算された介護認知症保障額が受け取れます。
 - * 介護認知症保障額は、介護認知症年金でのお受取に代えて、一時金でお受取りいただけます。
- ◇ 据置期間満了時に、年金支払開始日を変更し、据置期間を延長することができます。年金支払開始日の変更により、変更基準日（変更前の年金支払開始日）に基本保険金額・積立利率が再設定されます。

しくみ図（イメージ）

しくみ図は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

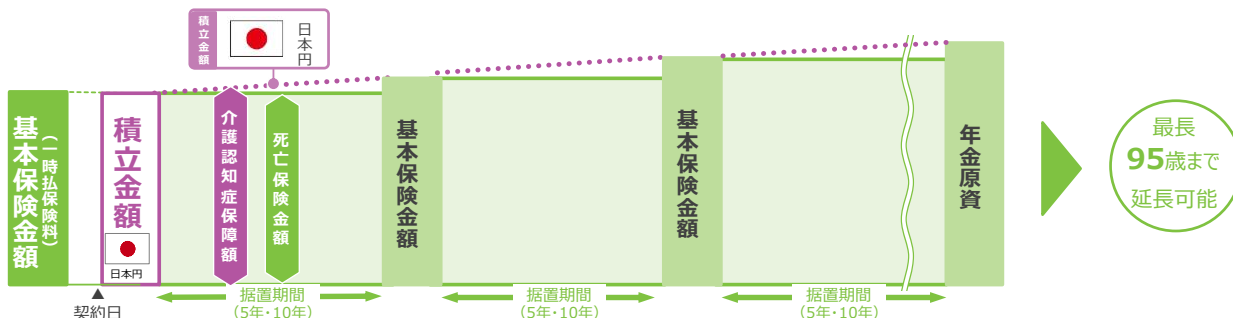


- * 介護認知症保障額は、一時払保険料に積立利率を用いて計算された金額となります。
- * 死亡保険金額および解約払戻金額は、一時払保険料（年金支払開始日変更後は基本保険金額）を上回ることはありません。解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

◆据置期間中は、基本保険金額以上の介護認知症保障額でそなえられます。



◆据置期間満了時に、年金支払開始日を変更し、据置期間を延長することができます。



- * 年金支払開始日を変更した場合の解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

※しくみ図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

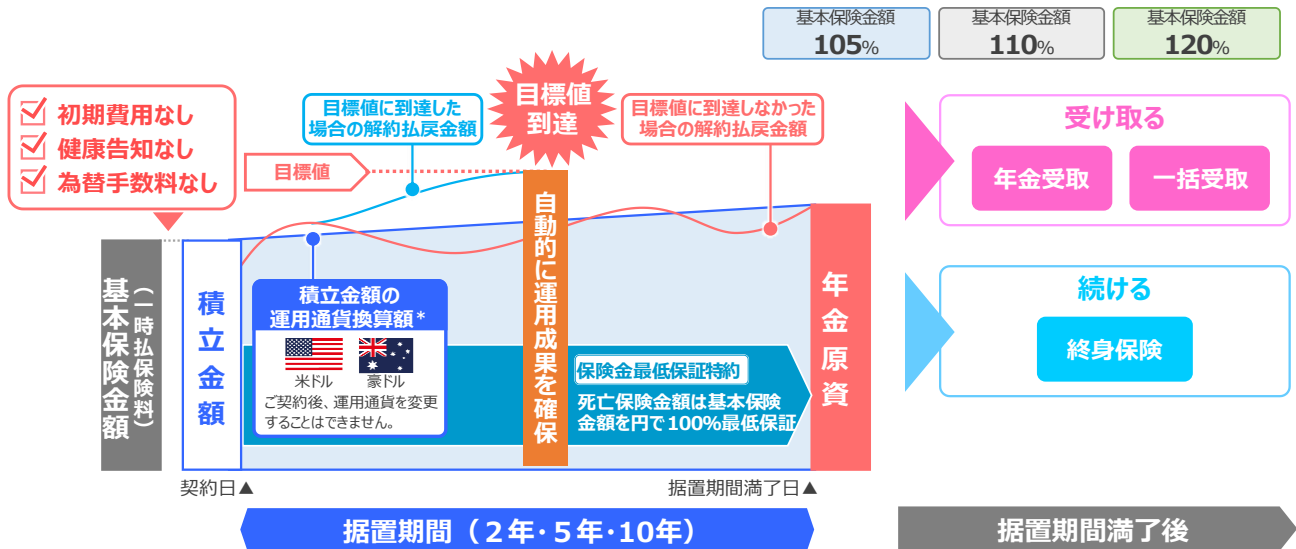
II 海外金利を活用して、しっかりと運用し運用成果を確保できます

外貨プラン

- ◇ 「外貨プラン」は、ご契約日の翌営業日から目標値到達の判定を開始します。初期費用・為替手数料がかからないため、ご契約当初から効率的な運用ができます。
- ◇ 目標値を設定し、到達したら自動的に円で運用成果を確保し、国内金利を活用した終身保険に移行します。
- ◇ 保険金最低保証特約を付加することで、据置期間中の死亡保険金額は基本保険金額を円で100%最低保証します。

しくみ図（イメージ）

しくみ図は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



* 契約日の積立金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算し、積立利率を用いて計算された金額となります。

※しくみ図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

III 「ファイブテン・ワールド3」の取扱い

		円貨プラン	
		5年	10年
据置期間（ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間）		5年	10年
契約年齢（被保険者の契約日の満年齢）		40-90歳	40-85歳
基本保険金額（一時払保険料）		100万円以上、7億円*以下（1,000円単位）	
運用通貨		日本円	
保険料払込方法		一時払	
年金支払開始年齢（被保険者の満年齢）	確定年金	45-95歳	50-95歳
	年金原資確保型 終身年金		
死亡保険金受取人の指定範囲		被保険者の配偶者および親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）	
介護認知症年金受取人		被保険者	
年金受取人		契約者または被保険者	
付加できる特約		介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、終身保険移行特約、年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約	
クーリング・オフ		本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品	

		外貨プラン		
据置期間(ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間)		2年	5年	10年
契約年齢(被保険者の契約日の満年齢)		40-93歳	40-90歳	40-85歳
保険金最低保証特約を付加した場合		40-83歳	40-80歳	40-75歳
基本保険金額(一時払保険料)		50万円以上、7億円*以下(1,000円単位)		
運用通貨		米ドルまたは豪ドル		
保険料払込方法		一時払		
年金支払開始年齢(被保険者の満年齢)	確定年金 年金原資確保型 終身年金	42-95歳	45-95歳	50-95歳
死亡保険金受取人の指定範囲		被保険者の配偶者および親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)		
年金受取人		契約者または被保険者		
付加できる特約		目標値到達時終身保険移行特約、保険金最低保証特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、終身保険移行特約、年金支払移行特約(I型)、外貨支払特約、新遺族年金支払特約、保険料外貨入金特約 ※外貨支払特約と年金支払移行特約(I型)または新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。		
クーリング・オフ		本商品は、クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)の対象商品		

* 同一の被保険者について、基本保険金額は「ファイテン・ワールド3」(既に参加されているこの保険を含みます)をそれぞれ通算して7億円を超えることはできません。また「外貨プラン」の場合、同一の被保険者について、基本保険金額はこの保険(既に参加されているこの保険を含みます)と当社所定の他の保険を通算して10億円を超えることはできません。

※募集代理店により取扱いが一部異なる場合があります。

※この保険は金融情勢等によっては、一部または全部の据置期間・運用通貨・特則・特約において、取扱いを一時休止する場合があります。

Ⅳ 「ファイテン・ワールド3」の諸費用・リスク

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

項目		費用						
保険期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要費用」、「死亡保険金に関する費用」、「保険金最低保証特約を付加した場合の費用(外貨プランの場合)」、「介護認知症の保障に必要な費用(円貨プランの場合)」を控除したうえで定めております。 したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。						
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に 必要な費用	据置期間中に解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率(下表)がかかります。						
		【円貨プランの場合】(*1)						
		据置期間 5年	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
			解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
		据置期間 10年	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
			解約控除率	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%
			経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
			解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
		【外貨プランの場合】						
		据置期間 2年	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満			
解約控除率	1.40%		0.70%					
据置期間 5年	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満		
	解約控除率	3.50%	2.80%	2.10%	1.40%	0.70%		
据置期間 10年	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満		
	解約控除率	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%		
	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満		
	解約控除率	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%		

(前ページ続き)

項目		費用
保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行う場合	外貨の取扱いに必要な費用	外貨プランで、保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
介護認知症年金支払開始日以後、年金支払開始日以後(年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合を含みます)	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率(*2)

(*1) 円貨プランで、年金支払開始日を変更(据置期間を延長)した場合は、変更基準日からの据置期間中に解約・減額される際、経過年数に応じた解約控除率がかかります。解約控除率は変更基準日に定める率を用いるため、ご契約時は定まっておられません。

(*2) 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておられません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

【円貨プランの場合】

- この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を解約払戻金額に反映させる仕組みとなっており、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、介護認知症年金原資額、年金原資額について、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険(生命保険)です。
- 死亡保険金額および解約払戻金額は、**一時払保険料(年金支払開始日変更後は基本保険金額)を上回ることはありません。**
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

【外貨プランの場合】

- この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額に反映させる仕組みの個人年金保険(生命保険)です。
- 死亡保険金額や年金原資額は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 本資料では「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載されている「連動通貨」を「運用通貨」、「介護認知症年金原資額」を「介護認知症保障額」として記載しております。